

平成31年3月5日 総務文教委員会

総務部総務課

## 議案説明資料

- 1 議案第14号 田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について・・・P 1
  
- 2 議案第15号 田川市職員退職一時金、退職年金、遺族扶助金並びに死亡給与金条例及び平成元年4月分から同年7月分までの遺族扶助金に係る加算の年額等の特例に関する条例の廃止について・・・P 5

## 議案第14号 田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

### 1 背景

- (1) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年6月29日に成立し、同年7月6日に公布された。これにより民間労働者については、法律において時間外労働の上限等が定められ、原則として平成31年4月から施行されることとなった。
- (2) 国家公務員においては労働基準法は適用されないが、民間労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限等を人事院規則で定め、平成31年4月から施行されることとなった。

### 2 改正理由

国の改正に準じ、本市職員の超過勤務命令の上限を定めるなどの措置を講じることができるようにするため、所要の改正を行うもの

### 3 改正内容

今回新たに、条例中に「正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」との規定を追加し、規則において、次の事項等を定め、運用を行うこととする。

#### (1) 超過勤務命令の上限時間

原則として、職員に超過勤務を命ずる場合の上限を次のとおりとする。

ア 1か月 45時間

イ 1年 360時間

ただし、他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重の高い部署として市長が指定するものに勤務する職員に超過勤務を命ずる場合の上限を次のとおりとする。

ア 1か月 100時間未満

イ 1年 720時間

ウ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間 1か月当たりの平均時間が80時間

エ 1年のうち1か月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数 6か月

(2) 上限時間の特例

特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと市長が認めるものをいう。）に従事する職員に対し、上限時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、上限時間の規定は適用しない。

4 施行日

平成31年4月1日

5 新旧対照表 別紙（P3～P4）

○田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第8条まで（略）</p> <p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第9条 任命権者は、別に定める基準に従い、第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができ。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外</p>	<p>第1条から第8条まで（略）</p> <p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第9条 任命権者は、別に定める基準に従い、第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができ。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>の時間における勤務に<u>関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第9条の2から第19条まで（略）</p>	<p>第9条の2から第19条まで（略）</p>

議案第15号 田川市職員退職一時金、退職年金、遺族扶助金並びに死亡給与金条例及び  
平成元年4月分から同年7月分までの遺族扶助金に係る加算の年額等の特例  
に関する条例の廃止について

1 廃止の理由

地方公務員の退職年金等については、昭和37年12月に地方公務員等共済組合法の施行により共済組合制度が発足し、それ以降に退職した職員には共済組合から退職年金等が支給されている。一方、共済組合制度発足前に退職した職員の退職年金等については、各団体が条例に基づき支給している。

本市においては、共済組合制度発足前に退職した職員の退職年金等について、田川市職員退職一時金、退職年金、遺族扶助金並びに死亡給与金条例に基づき支給してきたが、最後の1人となっていた受給者が死亡したことに伴い、その給付を受ける対象者が存在しなくなったことから、関係条例を廃止するものである。

2 廃止する条例

- ・田川市職員退職一時金、退職年金、遺族扶助金並びに死亡給与金条例
- ・平成元年4月分から同年7月分までの遺族扶助金に係る加算の年額等の特例に関する条例

3 施行日

公布の日